九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

憲法保障制度論 : その一齣

林田,和博 九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/14384

出版情報:法政研究. 20 (2/4), pp.87-106, 1953-09-30. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

論

齣 林

Z

田

和

博

し が き

は

國家永遠の將來を規律する最高理念を宣示するものであるが故に、その解釋はこれにふさわしいものであることが必 に墮する場合は憲法自体の権威が、 國家の根本規範たる憲法の解釋は最も慎重を必要とせられる。 同時に國家生活の基底が、 脅やかされるに至る。 憲法の解釋が時々の便宜主義や偏狹な獨善主義 憲法は、 立國の精神を具体化し

要とされる。

機関の具体的決定に委せる方法をとるのである。 則を歌い、 凡そ、憲法の解釋は他の法令の解釋と異つて、 國家國民生活のプログ ラムを定めるに止め、 その有権的解釈者を規定しない場合が通常である。 この定められたプログラムの内容の確定そのものは寧ろ國家 憲法は抽象的原

の各機関、 かくて、 就中、 憲法の抽象的規定の意味は他の法令に依つて具体化されねばならず、従つて、 立法、 行政、 司法の三機関の各々獨自の自主的解釋にこれを求めることとなるのである。 憲法の解釋は始めか ら國家

u 性は多分に存在するのである。 元より、 包括的、 カュ くの如く國家の各機関が自主的 抽象的最高法規たる憲法の解釋を一部の國家機関の獨自の解釋に委すことが 却つて危険であるものと しかもなほ、多くの憲法においてその統一的有権解釋者を設定しない場合の多い所以 に解釋をなす場合その解釋が相互に矛盾し所謂憲法爭議を惹起する可能

20 (2-4 • 87) 273

說 むしろこれを政治的解決に導くを妥当とするという主旨によるのである。

然しながら、 他面、 憲法の解釋に疑を残し矛盾を放置したまま解決を政治的妥協にのみ委ねることが最善の方法と

八四八年ィタリー憲法第七三條 のは最も確實な方法であらう。然しながら、時として、憲法はその解釋を普通法律に委ねる場合がある。 は謂い得ないことは勿論である。從つて、各國の憲法生活は何らかこれが法的解決に努力するものである。 憲法の解釋に関し疑を生じた場合、 「全國民ニ對シ有權的 立法解釋即ち憲法立法手續により憲法を增補してこれが解釋を肯定する ニ法律ヲ解釋スル ノ權ハ立法權ニ 専屬スル」 の如きである。 例えば、

し憲法の解釋を普通法律によつて定むることの不合理なことは法律の解釋を命令を以つて定むることの不合理と同

界大戰後の獨乙諸國憲法例はザクセン憲法、 或は憲法裁判所の制度である。 ーストリア憲法並びに今次第二次世界大戰後の歐洲諸國例ばイタリー憲法、 憲法の解釋に関し疑を生じた場合、 これは特別の裁判手續による、 ブラウンシュワイヒ憲法、 これが公定解釋のため特別の機関を設くる方法がある。 特別裁判所の有權 オルテンブルヒ憲法、 西ドイツ憲法などに見られる國事裁判所 的 解釋である。 ۴ イツ共和國憲法、 それは第一次世

K

.論ぜられ得るであらう。

る權利 别 に米國においては普通司法裁判所が憲法の有權的解釋權、 が認められ、 新日本國憲法第八十一條はこれが制度的保障であることは周知の通りである。 却ち法令が違憲と認められる場合これが無効を宣言す

当時の反動 日本帝国憲法のモデルとしての、 ン クフルト 近世ドイツ憲法史の中で、 的 憲法に於ける憲法保障制度、 な實力者の政治的解決や封建的な樞密院の解決に任せられた代表的のものとして、そして、 プロイセン憲法並びに旧ドイツ聯邦帝國憲法について考察を試みたいと思う。 さきに、ゲルマンの法治自由主義の精神の中から發生した、 就中、 憲法裁判所について考察した筆者は、この小論稿でかかる問題が寧ろ ザクセン憲法及びフラ それが舊 大

但 樣

旧プロイセン憲法とその保障制度

官僚行政國家体制を基調とし乍ら、 四八年十二月五日附憲法發布の時であった。 1 獨乙に於て先ず最初に立憲政治を布かんとし、 セ 其の後の長い反動政治の後、 憲法は當時の獨乙の他の多くの憲法と同様に亦欽定憲法であると共に、その實體は君主主義的、 憲法を制定し始めて正式の立憲國家となつたのは獨乙諸邦の中で最も遅れ、 自由民主主義的諸要素を豊富に取りいるる事に成功した立憲君主政の憲法であつ 周知の通り、思想的に、 既に一八一五年五月二十六日憲法の制定を國民に約束したプロ 政治的に、 反動と進歩との妥協の結果生じたプ 中央集椎的 二八 1

模範とし、ベルギー憲法圏に屬する。 p 1 ・セン 憲法は一八四八年五月二十四日附政府草案以來幾多の修正を受けたにも拘らず、 最後迄ベルギー 憲法

たのである。

先づ憲法を制定した後、 命憲法を模範としてできた憲法であつた。元來ベルギー國は一八三〇年、英佛の保護の下に和蘭から獨立し、 プロ イセン 憲法の模範となつたベルギー憲法自身は、 新に國王を迎へて一國家を形成したのであつて、そこに此の憲法が一七九一年及び一八三〇 直接的に最も多く一七九一年及び一八三〇年佛蘭西革 國民が

次に權力の組織を規定し、 後者は國民主權及び三權分立の二原則から構成される。

ベルギー憲法は佛革命憲法に傲ひ、

先づ國民の自由及び權利を保障し、の君主主義の原則とを結合調和せん

ギー憲法が國民主權の原則を採る事は 憲法自身の明言する所である(二五條)。

と試みた政治的理由が存していたのである。

年佛革命憲法の民主主義の原則と一八一四年佛憲章(charte constitutionnelle)

たるべきもろもろの權利を保有するが、 それは特に憲法の明文を以つて附與せられたものに限定される(七八條)。

國王は一般に君主主義の要素

は國王の名に於て行はれ そして三權は分離され、行政權は國王に歸屬し(二九條)、司法權は獨立の裁判所に歸屬するが、但し判決及び執行 (三〇條)、 最後に立法權は國王及び議會兩院の三要素が共同してこれを行い(二六條)、

三要素は平等に法律の發案權を有するものとされた(二七條)。

のどの憲法よりも遙かに廣汎且つ强大なるものであつたのである。 両院制であるが、 議會は普通、平等、 議會の活動は立法、予算は勿論皇位、 直接、秘密、 比例の原則に依つて公選せられた國民代表、 軍事、外交など重要國務の全般におよび、それは同時代の他 及び州代表の議員 から構成せられ る

と完全に一致するものであった。 くて例えば國王の持つ權限はベルギー 務を保障し、次に權力の組織について規定していたが、 p イセン憲法は一八五○年一月三十一日附修正憲法に於てすら多くの條文はベルギー憲法の涿語譯となり、これ 先づ、 憲法、 プロイセン憲法はベルギー憲法と同樣の形式と範圍に於て國民 プロ イセ ン憲法の兩者に於て殆ど完全に一致していたのである。 後者では國王の權利と三權分立の原則が掲げられていた。 の權利及び義 か

不 미 侵 權 (プ四三、 四 四條 白六三條)

権

~ ~

ĮŲ.

五條

白六五一六八條

統 行 政 帥 権 (プ 四 六條 白六八條)

官 吏任命權 (プ四七 白六六條)

外 特赦減刑權 交 權 (プ 四 (プ 四 八條 九條 白七三條) 白六八條)

榮 貨幣鑄造權 譽 權 (プ五○條 **(プ**五 〇條 白七五、七六條) 白七四條

20 (2-4 • 90) 276

於ル

内容をそのまま継受容認したと解するならば誤りと謂はねばならぬ。 われは寧ろプロ の舟出はプロ 斯 1 か イセ る類似にも拘らず、 セン憲法が一 ン 政府 の側 聯のベルギー憲法の斷片的叉は根本的規定を継受しなかつた事實の中にこそ兩憲法の からの、 プロ 法發展の継續性へ イセン憲法の立法者が其の憲法の規定に依つて當該ベルギー の愼重なる考慮と準備の下になされたのであつて、 フーブリヒも謂う如く、 明かにプロイ 憲法 セン立憲 規定の われ

持つ深奥なる間

隙を看取せ

ねばならぬであらう。

態を、 recht)から受けるものと解せられていたのであるが、ともあれ、プロイセン欽定憲法の立法者が の國家法 ル (vorkonstitutionnelle Staatsrecht) ギー 憲法の採用に際して、これを見限るといふが如き事は始めからその本意ではなかつたものと謂 就中一七九四年プロ イセン普通法 (Preussisches 立憲政以前の公法狀 Allgemeines はねば

凡そ舊プロイセン憲法は一八五〇年憲法ですら憲法原則の完全な總合体ではなく、その必要なる補足を立憲政以前

五條第七八條) 例えばプロイ を規定していなかつた。 センに於ては一八四八年欽定憲法も一八五〇年修正憲法も共にベルギー **鼓から、プロイセン憲法に於ては國民主權は語る事を得ず、否、普通法第十三** 憲法の國民主權 0 規定

ならね。 図

章第一條の宣明する君主主權が引續き語られねばならなかつたのである。 また、 例えばプロイセン憲法が規定する三

權分立もベルギー憲法に於ける三権の政治的 な對立概 念が採用せられたものと解することは明かに誤である。

件ト の技術的分化は、 シテ大臣ノ副署ヲ必要トス」 普通且ツ最高裁判権ハ國家ノ元首ニ歸屬シ且ツ高権トシテ不可讓渡的デアル〟として國王を以つて司法権の把 即ち普通法第二章第十三欵第五條は 法文のベルギー憲法への類似にも拘らず、 (第四四條)とし、 「執行権 第二章第十三款第二條、 ス國王 プロイセンに於ては夙に立憲政以前、 三專 屬ス、 及び第二章第七欵第十八條に於て,國 國王ハ凡ラユル統治行爲ニツ 普通法の規定す キ有効要

設. 持者とし、ただ第八六條に依り司法権の現實的行使は法律にのみ從ふ獨立の裁判官に依り國王の名に於て行はるるも 規定する國王及び兩院に依る立法権の共同的平等の競合的行使は唯々法律ノ内容 (Gesetzesinhalt) のとしていたし、最後に、第二章第十三欵第六條は國王を以つて立法権(裁下権を含む)の把持者とし、第六二條が の確定に於ての

み存するものと解されていたのである。

つまり、

プロイセ

ン國家の統治組織は普通法第十三章第一條の君主主権の根本命題を以つて貫ぬかれ、これが政府

では、 にとそ國家法人說の成立の基盤を見出したとしても、それは國王の立憲政上の地位を聊かも動搖せしめるものではな の恒常的解釋や行動を通じてプロイセン全立憲政を支配する拘束法として維持されたのである。 例えば、 一八一八年バイエルン憲法及びその他の如く、君主主権の原則が積極的表現を見出しておらず、 プロイセン憲法 の中

はベルギ …… ^ があつたが、それにも拘らず國民の自由は國王の恩惠に由る贈物(Gnadenschenke)であり、國王は何時と雖(ホウ 國王の下に於る自由なる國民、これこそ朕が十年來深く決意せるものであり、そは今日に限らず、 度的保障であつたのである。また、國民の自由には國民参政、議會主義的國民代表の制度が照應し、 もその返還を求め得るとの思想が支配的であり、憲法の非常大権の規定 の留保事項となし、且つ一八五○年二月六日プロイセン議會の開院式に於てフリードリツヒ・W・四世は〃自由なる かつたのである。 斯くてプロイセン憲法はベルギー憲法と同一形式と範圍とに於いて國民の自由を保障し、かかる國民の自由を法律 ー憲法と同様に議會を顧院組織としたが、但し兩院の中ただ代議院のみが國民全体の中から、 (第一一一條)はかかる思想を基礎づくる制 朕の生きる限り… プロイセン憲法 始め普通、 直

が最後の規準となる、換言すれば國王の任命する成年の皇族及び世襲又は終身の議員から構成せらるるものとなして

後では間接的方法に依り選任せらるる議員から構成され、これに反して上院は國王の意思決定

接、秘密選擧に依り、

論

政治理念であつた。

されていた(第八三條)。との樣な議會はプロイセンが一八二三年六月五日附法律を以つて地方に縣議會を創設し、 それにも拘らず、 両院議員は等しく "全國民の代表者 "であり、其の職務の執行に於て完全に自由且つ平等と

際に於ても、 また一八四七年フリードリッヒ四世が聯合縣議會(vereinigten Landtag)、換言すればプロイセン 毫も、 君主主権の原則を動搖せしむるものではなかつたのであり、 玆ではフリードリッヒ・W 國會を創設した 世

〃 睽は王位をブロンズの岩の如く安定し、 睽の要求をいれざる諸侯を國會より放逐せん……〃

次の有名な言葉が直ちにプロイセン議會の地位を一貫して物語るものとして想起されねばならぬであらう。

るることを必要とせず、大臣は國王に對してのみ責任を負ひ、政府は議會の統制に對し無關心または無視の態度をと されるものではなく、 らなかつたのである。 として統治し、國王の意思が″大臣の衣裳″を以つて表現せらるることは國王無答責の法治主義の技術的手段に外な 見や議會の多数の決議に盲從する所謂 " 蔭の王者 "(Schatten-König)では全然なかつた。 の有名な言葉は - ふことである ^ と續いた。事實のところ立憲政の採用後と雖もプロイセン國王は憲法や國民の前に逡巡し大臣の意 斯くて國民の自由權や参政權や國會は、國王の國の統治を妨ぐる何ものでもなく、前揭フリード ".....然し乍ら、 國王は大臣の完全に自由な任免權を有し 國王は大臣の副署とい 憲法の何より大切な條件は國王に斯かる憲法を以つてする統治を可能ならしむると 、ふ媒介體に拘束せられるとしても、 (四五條)、政府は議會の多数から選任又は支持せら 國王のイニシアチヴの獨自性を否定 國王は獨立不羈の人格者 リツヒ・W・一世

ロイセン憲法はかくの如く、 官僚、 軍閥に圍繞せられた國王の實力を指摘したのである。 表面的自由主義の中に極端な反動主義を包藏するものであつたが、これとの聯關に

ることができたのである。″議會政黨から超然たる國王の政府に依る統治』これこそプロイセン立憲君主政の指導的

F・ラッサールはその著 ″憲法の本質 "の中で繰り返しかかるプロイセン立憲政の支柱として貴

20 (2-4 • 93) 279

說 設くる事を止め、 お いて憲法保障に闘する問題を一 唯々 第十欵通則の中にその一 覽すれば、 プ Ü 部を規定し、 1 セン 憲法はベルギト憲法と同様に憲法の保障に關 寧ろ憲法の各條規の間にその保障規定を織り込む方法を し特別 の 章條を

び官吏の憲法及び皇帝に對する宣誓に就いては第一〇八條及び第一一九條が規定していた。ここで法目すべきことは とつていたのである。 憲法宣誓 (Verfassungseid) 國王の憲法宣誓に就いては第五四條第二項並に第一一九條が規定し、兩院議員及

數を以つて足るものとされ、一八八五年プロセイン憲法はこの方法によつて修正が行はれたものであつた。 議決は兩院に於てそれぞれ少くとも二十一日の間隔を置く前後二回の投票に依つて行はれるが、 その際別に憲法制定權の特別なる思想及び手續について規定することはなかつた。但し議決については慎重を期し、 行ひ(六二條)、凡べて法律は國王兩院の同意を必要とするの原則(六四條) 軍隊は憲法に對して宣誓せず、國王に對してのみ忠誠を宣誓することであつた(第一〇八條第二項)。 憲法改正 憲法は立法の成規に從つてこれを修正する(一〇七條)。 即ち、立法權は國王、 が憲法の修正に於てもそのまま妥當し、 投票は通常 兩院共同して之を の相對

の彈劾 的 六一條)。即ち議會各院は院議を以つて、 などについては特別法を以つて定むる旨が規定せられていた(六一條第二項)。 のために聯合すべきものとの解釋がとられていた。 大臣責任訴訟 に関しては最高法院が、 憲法は大臣の責任に關する規定と共に(四四條)、大臣公訴に關する原則を規定していた その各部聯合會に於て裁判すべく、最高法院が二つ以上存する場合は彼等はかかる目 大臣を相手どり憲法違反、瀆職及び謀反罪に就き彈劾することができ、 更らに、大臣責任訴訟に於る犯罪事實の態様、 裁判手續及び處

法律案を提出したが、 1 政府は憲法第六十一條第二項の確約履行の義務を容認し、 これは兩院に於る熱心な討議の結果遂に否決し去られた。次いで一八六一年議會に於て、下院 既に一八五〇年―五一年議會にこれに關する

セ

闗

且

つ争點は、

(イ)豫算における議會の同意權の性質、

回政府は豫算の議決(法律)

なしに豫算の支出を行ひ得る

は 政府が憲法六一條に從ひ、大臣公訴に關する法律案を最近の議會に提出せん事を期待する旨の決議を行ひ、 此

の

決議 に基づき政府は一八六二年議會に司法大臣 (Bernush) 起草の法律案を提出した。※

其の草案は憲法第六一條の執行に於てではなく、憲法第四九條及び第六一條の修正に於て規定せられていたものであつた。

然るに 此の草案も亦採択に至らず、 更に一八六三年議會に於て下院に提出せられた草案も同樣の運命を辿つて遂に

欠いでいた。 た。 憲法爭議、 (PU) これはゲル 憲法爭議 換言すれば、 7 (Verfassungstreitigkeit) ンの傳統的な法治精神の流露としての制度と見られたにも拘らず、 憲法の適用又は解釋に關する、 初期における獨乙諸國の自由主議的憲法、 政府と議會との間の争ひに關し特別の裁判制 プ 就中ザクセン憲法 П 1 セ ン憲法は には前 か 度を設けて かる規定を 述の 如く

の立法者達は政府と議會との間 が た故である。 しプロイ 即ち、 セ ンの君主政は過去の司法國家を想起せしめ且つ自由民主主義に膚接するかかる制度の存在を忌避 大臣の責任に關する理念が未だ正當に理解せられず、 !の憲法爭議を獨立の官廳に依つて決定せしめるがごときことを欣ばず、斯くて終局的 行政權が極度に强大なところに於ては憲法 した

望するところであつたのである。 六年憲法争議もその 決定を政治的闘爭に放任し、 的解決は唯々 此の國が議會勢力の微弱な 代表的 例證として示されねばならぬ。 **寧ろ、法的不備を利用する所謂** 例えば、 一八〇六年憲法第六三條の解釋に關する憲法争議に於て示されたるプロイ これは憲法第九九條及び第六二條誓算法 (Etatsgesetz) 、官僚主義的 行政國家であつた事を立證する。別に一八六二― "空理論" (Luckentheorie)の政治的解決こそ最も希 の解釋に

說 Ż, にあつた。 とが 白熱的論議をつづける中に、 かくて、 イギリス、 ベ ル ギ 對墺太利戰備のための軍事費を削除して政府の後退を迫つたプロ 1 の議會主義的豫算の理論をとるものと獨乙の行政國家 的 豫算の理 1 t 論 ン 議會に をとる

論 會 に成功すると共に、 同意なしに支出した政府の豫算措置は恰も議會の同意があつてなしたかの如く取扱ひ、 ため利用するところとなつたのである。 を無視 ピスマ して軍 ル クはッ 備擴張を强行したのであつた。 一八六六年九月十四日附免責法 緊急止むを得ざるにより、 但し、 かかる情勢の下に於ては憲法規定の不備、穴こそ政治家が政治的解決 政府は憲法に規定せる基礎なしに豫算を遂行すべし ″ と宣言し、 後年ビスマルクは普墺戰爭に勝利を制して國民の反感を和ぐること (Indemitatgesetz) を成立せしめて 一八六二年以來六六年迄議會 政府の責任を発ずるの形式

對内的な政治的考慮の結果に出でたゼスチュアー 國事裁判所、 例ば一八五九年、 よつて一顧をも與へらるることなく遂に終つたのである。 かくて、プロ の設立に賛同するの態度を採つている事實があるが、これはみな當時に於るプロ イセンに 議員ライヘンスペルゲルの憲法裁判所設立の提案及びこれを賛助する理論と運動とはビ おける憲法争議はすべてビスマルク政 に外ならなかつたのであり、 プ p イセン政府は時として憲法爭議裁判、 府の壓制的攻勢によつて裁斷せられ、 その眞意ではなかつたことが注意され イセ ン 政 從つて、 殊に聯邦に於る 府 コスマ の 對外的、 當時、 ル クに

をとらしめ、

かくて、

形式的には議會の豫算理論に譲歩するの態度に出たのであつた。

隷 が れと闘聯してト 欠げてい 豫算争議と と關聯して下に對する法的 い 政府 ライチケの次の言葉 "憲法もその以前から成立している法律も凡そプロイセン う典型的 のすべての役人は、 !な憲法爭議においてわれわれはプロイ に無制限な權能がこれに對應する "は、プロイセ 假令純粹に技術的なものさえも、 ė ン の絕對君主制的官僚行政國家 無條件に内閣に隷屬している。 ンの一切の公法の保障についてその <u>の</u> の實態を見たが、 切の公法には保障 上に對する

ねばならぬ。

眞相を語るものであつたといえるであらう。

旧旧

イ

ッ

一聯邦帝

国

憲法とその保障制

度

縫合した憲法であつて、 七年北ドイツ聯邦憲法、 ル ト憲法が死文に歸した後、 民族の統一と立憲政 ビスマルクはフオーヘンツオルン王家の勢力の鞏化と帝國統一の安定化とを計るという目的 一八七一年舊帝國憲法の制定がすなはちそれである。 この目的はビスマルクの鐵血政治を通じて、上から、 治 0 確立とを目標とする、 下 からの國民運動が失敗に歸した後、 両憲法は聯邦主義と立憲民主主義とが 貫徹さるることとなつた。一八六 換言すればフランクフ

數 者(帝國支配者)は二十五の支分國政府の集合體であつた。 みじくも述べた如く"共和政』であり、正確に謂えば貴族政であつたのである。 の意思主体の集合體が國権の總攬者であるすべての政体と解するならば、 八七一年舊帝國憲法に依れば、 帝國は獨乙皇帝の權威の復活にも拘らず、 即ち、君主政のアンチテーゼとしての共和政を以つて多 舊ドイツ帝國の統治形態はビ 君主國家ではなく、 帝國の權力 スマ この總攬 ル クが

デルたる米、瑞及びフランクフルトの諸憲法とは甚だ異るものを持つに到らしめたのである。

る自由主義・民主政治の理想の實現を保障したものであった。從つて、

かかる政治的事情は舊帝國憲法をしてその

他方、

國民に一定の限界内に於

一方、二十五の君主國家に對し王家の指導下に於る獨立と自主とを容認し、

のため、

れる可 の三要素をもつものであった。 舊帝國憲法は 能性が多分に存在するが、 帝國權 の行使のための國家機關として皇帝(Kaiser)帝國参議院 この三要素はプロイセン憲法、 其の實質を異にしたことが注意されねばならぬであらう。 フランクフルト憲法に於る君主及び上下兩院と見誤ら (Reichsrat) 帝國議會(Reichstag)

34 斯くて、 この舊帝國憲法は右の点に於て多分にそのモデルとされた米及び瑞憲法とも著しく異るものであつたのである。

論 說 元+議 老*院 が 舊 老政府が協同して、 一帝國憲法の統治組織の基本体制であり、 と共に聯邦國政府 院 は議會に於る上院を構成するものでは その全權代表委員(Bevollmichtigten) (Reichsregierung) 其の際唯々プロ を構成するものであつた。 なかつた。 1 實に、 の團体、 セン國王のみは 前 即ち帝國参議院を通じて帝國の統 即ち聯合したる各支分國の國王及び 述の如く、 同時に獨乙皇帝として帝國統治 舊帝國憲法に於て、 皇帝 治 を行 は 帝 上. 由 市 國 0 à

占め、 院と独乙皇帝との間に分轄される場合がある。 部 の權限を固 帝國議會の法律案に對し拒否權を保有し 「有するものであつたのである。 かくて、 たのに對し、 例を示せば、 立憲君主政に於て君主一人に歸属する權 ۲ イツ皇帝は帝國参議院及び帝國議會がパスし 帝國立法に於て、 帝國参議院は寧ろ立憲君主 限がここでは た法律 帝 地 國 参議 位

0

け保有したが、 し且つ行使したのである。 斯くて、 内政に於て、 但し外政 皇帝は通常君主の持つ に於ては、 彼は國際法上"ドイツ國皇帝』であつたのである。 皇 三帝は單 國家の君主と殆ど同 諸種 の權限を保有せず唯聯邦長(Bundespräsident)としてのそれをだ 様の獨立性と自主性とを以つてかかるも のを保

署名を拒

むことを得なかつたが如

きである。

にフラン (1) 帝國参議院 クフ ぇ ۲ 聯 邦 帝國参議院は支分國 議 **會總會に於る投票割當の段楷づけに從ひ、** 0 全權代表委員から構成せられる。 大支分國に多數、 會議に おける各支分國 小支分國と雖も少くとも 「の投票 權 は 原 則

保障せられ

てい

例外として帝國行政の特定行爲(第六九條、第三六條) 法律ノ命令」 帝 國参議院の通常 (Gesetzesbefehl) 0 使命は、 法律發案 の附興 (第七條第十六條)、「法律 (″裁下″第七條第一 及び司法 項 (第十九條第七六條第1項第七七條) ノ内容」 などの諸種の重要な國務 (Gesetzesinhalt) の遂行にあっ の共同 が 確定 帝國参議院に た。夏 第 Ŧi. 但し

依つて行はることが承認せられていたのである。そして、實に、

帝國参議院は帝國権の行使に闘して

は他

の機

翻

0

欋

20 (2-4 • 98) 284

て責任を明にするものとされた

(第十七條)。

皇帝は憲法上帝國機關として

"聯邦長』 (Bundesprisidium)

を構成

會は皇帝の權限に屬していた。 世 限 あつた。 [宰相はプ られた。 たることが積極 帝國参議院に於る全權代表委員は各支分國の官吏であり、 U 帝國参議院の議長及び事務管理者は皇帝が任命する帝國宰相 イセ ン 的 の全權代表委員にほかならなかつた。帝國参議院は自主的に参集する權限を有せず、 に規定せられていない限り、 推定的に (präsumtiv) , 彼等はその代表する支分國政府の指令に固く拘 (Reichskanzlar) であつたが 皇帝及び帝國議會に對し優位するもので (一五條)、 その召集

然し乍ら、帝國參議院の最後の召集は一八八三年行はれ、帝國參議院はそれ以來事實上常任のコレギユー ムであつたので

|國参議院内に於る投票權や議長の任命權に於るプロ

1

セン王國の優位は、

獨乙皇帝とプロイ

セン

君主とのパ

Ĭ

ÿ

ナ ıν ユ オ ン 0 事實に依 つてプロイ ė ン國王の法的政治的 y 1 ۴ を保障するものであつたのであ 皇 帝 の 、 帝

國 0 (II) 名に於る媾 帝 皇帝は、 和 締結 權 原則的に、 は 無制限 であ 帝國の行政機關であり、 b 敗戦の場合に於る帝國領土の それは對外對内兩面に於いて、そうであつた。 部 の割譲權が共に承認せられ 7 ٧v 但

帝 一國の名に於る攻擊的宣戰のためには帝國參議院の同意を必要とし、 また、 帝國 の國際條約が帝國領土 内

會の承諾を必要とされていた。 於て帝國法として有效なるがために皇帝は該條約の批准に先立つて帝國参議院の同意を、 皇帝は國内行政に關し特に帝國法律の編成及び公布 (第十七條)、帝國法律の根據 その公布に先立つて帝國 K 基

國官吏の任免(第十八條)、 づきなさるべき支分國行政に對する帝國の監督(第十七條)、 Ö 統治行為は常に帝國宰相の輔弼に依つて行はれ、 帝國軍隊の統帥 (第五三條第六三條) 帝國宰相は帝國の大臣 帝國参議院及び帝國議會の召集及び閉會(第十二條)、 の權限を保有するものであつた。 (Reichsminister) として、 帝國の名に於る皇 副署 に依

20 (2-4 • 99) 285

論 說 從つて〝ドイツ皇帝權〟とは法的にはプロイセン國王が帝國参議院に於て保有する諸種の權限 務指導權、 聯邦長はプロ 投票上の特権等) 1 -6 ン王位 及び帝國機關としての彼の前掲の諸種の權限の總体を指すものと解せられた。 と不可分に結び付き、 聯邦長たるプロ イセン 國王が F. イツ皇帝 (例ば議長任命權) を稱 したのである。

律及び予算の執行に闘する帝國の行政の監督を行ひ(第六九條)、更に特定の場合には帝國 法に参興し、法律案の提出權 は五ケ年 民全体の代表者と見なさるる議員三九七名より構成せらるる一院制の議會であつた(第二十條第二九條)。 帝國議會 (第二四條)。議會は皇帝に依り一定の會期を以つて召集せられる。 帝國参議院及び皇帝と帝國議會とが對立する。 (第二三條) や法律及び予算の同意權 帝國議會は普通秘密直接選擧に依り公選され (Mitfeststellung) 帝國議會は帝國參議院と共に、 (第五條) の司法に闘與した。 を持つと共に、 議員の任期 帝 祖っ 例え 國立 國

斯くて、舊帝國憲法における憲法保障の問題を一瞥しよう。

ば獨乙各支分國内に於る憲法爭議の裁決に於る帝國憲法第七六條第二項の場合である。

一、憲法宣

宣誓を規定し 帝國憲法は保障の大部分を規定せず、 通則の中に若干のものを規定していたに過ぎなかつた。然し乍ら、先づ帝國憲法は其の保障のために帝國官吏の (第十八條)、皇帝は帝國官吏を任免し且帝國に對し宣誓をなさしめるものとした。 唯僅かに第十三(七四條―七七條) 争訟の裁決及び刑罰規定、 第十四(七八

二、憲法改正

更は帝國參議院及び帝國議會の議決の一致によって行はれ、 對シ帝國參議院ニ於テ十四票ノ反對アル時ハ否決ト見做ス」ものと規定し 憲法の改正に關して帝國憲法は特別の憲法制定權の思想を認めず、 憲法變更と普通立法との間には立法手續上の慎重性に關 「憲法ノ變更ハ立法ノ方法 (第七八條第一項)、即ち帝國憲法の變 ニ依リ之ヲ行フ、之

最高裁判所たるに過ぎなかつたのである。

する若干の相違が見出されたのみである。*

法律に依つても容易に代替、 玆に注目せらるるは、 廢止、 憲法條文が特に憲法變更の手續に依らすして單に憲法變更に必要な多數を以つて可決された普通 停止せられ得るという憲法上の慣習が存していたことである。

帝國憲法の司法的 ?保障

設けず、 的憲法保障に関しては僅 帝國憲法はフランクフルト憲法やその完全な承機たるエルフルト憲法と異り、 換言すれば聯邦國の固有の司法權は憲法制定の當初からこれ等の憲法に比し著しく壓縮せられており、 一かに次の二つが問題となることを得たのみである。 司法的憲法保障に關し何等の規定も

 (\mathbf{a}) 大臣責任訴訟

罪と斷じたるものに對しては「リューベック」に於ける三自由「ハンザ」 同盟 市の共同 高等控訴院を以つて始審且つ べき旨を規定し、第七五條は前條の犯罪行爲が支分國の一に對して犯された場合は當該支分國が之を大道罪又は背叛 反對する凡らゆる犯罪は、當該支分國内に於て、當該支分國に對する斯かる犯罪を所罰する法律に準じて之を裁判す 帝國憲法は大臣責任に關し何等の規定も設けなかつた。 帝國憲法第七四條は帝國の存立、 保安、 安寧若くは憲法に

終審の管轄裁判所とするものとなしていた。

第九欵に依つて共同高等控訴院には帝國大審院 反の罪に闘する檢察及び裁判は名義上フランクフルト憲法第一二六條と同様に帝國大審院の權限に歸屬せしめらるる 然し乍ら との場合と雖も帝國大審院は大臣責任訴訟のための國事裁判所ではなく、 (Reichsgericht)が代る事となり、斯くて、皇帝又は帝國に對する謀 刑事事件

かるに、後年帝國憲法第四條第十三號に基き帝國司法の改正が行はれ、一八七七年一月二十七日附裁判所構成法

(b) 憲法爭議裁判

院 國参議院には司 の外に帝國参議院 帝國參議院の憲法上に於る最高國家機關としての地位は支分國に對する國家監督に於ても見られたが、 注的又は準司法的機能が課せられていた。 の地位を認め、 以つて帝國參議院に强力な帝國憲法保障の地位を信託していたのである。 即ち、 帝國憲法は聯邦の司法高權の担ひ手として帝國大審 その際、

國家監督(Reichsaufsicht)は 帝國立法權の行使に依り帝國立法事項に關して支分國の行爲の基準となる帝國法

律を制定する事にある。

帝國立法事項にあらざるものも憲法變更の形式をとつて發せらるるものは有効であつた。

吏が之を行ふも、 帝國法律の適用及び解釋につき疑義を生じた時は帝國參議院が之を裁決するものとせられた。

帝國は唯々その執行の監督權を有し且つ監督は皇帝又は皇帝の官廳及び官

帝國憲法第七條第一項第三號

帝

國法律の執行は支分國に委任せられ、

(1)

位に立つものであつた。 (□) 支分國と支分國の間、 即ち帝國憲法第七六條は 聯邦と支分國の間、 及び支分國内部の憲法争議に關し帝國參議院は爭議裁決の機關

の地

者ノ申請ニ依リ帝國参議院ニ於テ之ヲ裁決ス 聯邦諸國間ノ鈩訟ニシテ民事ニアラザルガタメ管轄司法官廳ニ於テ判決スベカラザ ル モノナル トキハー方當事

リ帝國參議院之ヲ裁決ス、其ノ效力ナキトキハ帝國立法ノ方法ヲ以ツテ之ヲ裁決ス 聯邦諸國内ニ於ル憲法爭議ニシテ其ノ憲法ニ於テ之ヲ裁決スベキ官廳ヲ定メザル ۲ キハー方常事者 ノ申請

= 依

法争議への関與は當事者の一方の申請を俟つて始めて生じ、帝國參議院は當該争議の審理に當つて或は和解に依り或 る旨を定め帝國參議院は先づ支分國と支分國の間の公法爭議を裁判するため國際的司法權を有した。 帝國參議院 の公公

み補助的にその任を引受くることがあげられた。

自由 は裁 を有し、 判の判決に依ることを得る。 最後の場合には其の判決は帝國参議院が承認して之を公布する事を必要とせられていた。* 後者の場合も亦帝國零議院は自ら裁判し或は仲裁裁判所に委任して判決 せしむるの

かかる司 法權は聯邦議定書第十一條及び聯邦爭議仲裁規約に依つてドイツ聯邦議會に委任せられた裁判權に類似するものであ

別 帝國と支分國との間の公法爭議は支分國と支分國との間の公法爭議の一類型と解された。 そして、 この帝國憲法第七六

次ぎに支分國内の憲法爭議に對する帝國參議院の 關 與 は、憲法爭議が支分國の聯邦に對する義務、 例ば支分國

の後繼者が實にワイマール憲法第十九條であつたことが注目されねばならぬ。

支分國の王位繼承に關する憲法争議に關しても職權に依つて行はるべき權利と義務が存するものと解されていた。 權に依つて行はるべく、亦、 の聯邦政費分擔金M(atrikularbeitrag)の納付義務や帝國法律の執行義務等に關する限り帝國憲法第十九條に基 聯邦は支分國の元首の正當性に關し形式的に認證すべき重大な利害關係を有するが故に つづき 職

然し乍ら、 憲法争議が純然たる支分國内の事項に關する限り、 帝國は當事者一方の申請があつた場合に限つてこれ

これは當事者が調停裁判による場合も同様であつて、 與する權限を有し、當該支分國の憲法が自らとれが解決手段を提供する限り帝國の關與は排除せられていた。 帝國は飽く迄も補助的解決の任に當るものであつたのである。

に關

支分國内の憲法爭議に關しては帝國參議院は先づ爭議當事者の好意的妥協(gütlichen Ausgleich)を斡旋し勸告的議

決權を行使する。 かかる裁定が實質的に立法行爲に屬せず司法行爲に屬する事は夙に一般に承認せられた所であつて、 これは憲法争議即ち法律争議の審理であり、 これが不成功に終ったとき帝國參議院は帝國議會と協同して帝國立法の形式に於て爭議を裁定する 亦帝國多議院は他の司法官廳が之に當らざる限りに於ての その

×

政 然し乍ら裁定の司法的性質と裁決自体が純粹に法的考慮の下に於てのみ行はるることとは區別される。當時、 《治的、 調停的性質をもつことは帝國拳議院及び帝國議會が非司法的國家機關たることの性質から當然のこととして承認せら 参議院の裁決が

あれ聯邦法律は支分國法律に優先するの原則 ていた (帝國憲法第二條) は帝國憲法第七六條第二項に基き發せらるる

聯邦法律にもそのまま妥當し、 この聯邦法律は 支分國當該國法を修正し 又は無効とすることによつて 支分國内の憲

と共に、 が、然し乍ら、帝國議會の權能は飽く迄協賛に止まるものであつて、政府は議會及び政黨に超然たることを誇示する のであつた。 ıν **争議の審理を帝國法律を以つて特定の裁判所に委任して裁決せしむることを得たのである。** に憲法上聯邦制と議會制とが巧妙に縫合せられた所以がある。 法争議を解決する。 ドするビスマルクは、 以 クによるホ は 上ド 帝國議會が政治的權力を增大し行政權を統制するが如きは不都合且つ危險として嚴重に警戒 ホ イツ聯邦帝國憲法の基本的構造と其の保障制度を略々素描した。端的に謂えば、この憲法を通じて、 Ì 要するに、 工 1 ンツオルン王家の安定と葦化のために、 エ ンツ 斯くて、 王家を中心とするプロイセン政府の政治力こそ、 立憲主義により、 才 ルン王家の優位と權威とを確保するための外交交渉の場であつた。 帝國参議院及び帝國議會は獨自の解釋に依つて爭議の解決をなし、 帝國議會の協資を通じて立法豫算その他の國政に於る國民の協力を求めた 諸王家と國民の支援と協力とを求めていたものであつて、 女 一面、帝國統治の主体的地位に立つ帝國参議院はビ 聯邦帝國憲法保障の現實的支柱であつたこ 他 画 また彼等は此の憲法 帝國参議院 且つ監視するも ピス

『憲法裁判所論』 (法政研究第十七卷合併号) とが最も明白であつたのである。

- Ξ Hubrich, Rönne, Das Staatsrecht der preussischen Monarchie. Bd. 1. S. 150. Deutsches Verfassungsrecht in geschichtlicher Entwicklung. ŝ 3
- Schulze, Preussisches Staatsrechts. Bd. 2. S. 7.
- Meinecke, Preussen und Deutsehland im 19 und 20 Jahrhundert. S. 532.
- Bornhak, Preussisches Staatsrecht. S. 126
- (III) Hubrich, a. a. O. S. 13
- (图) Hubrich, a. a. O. S. 143.
- (五) 拙稿『司法的法令審査權論』(法政研究第十卷)
- (K) Radbruch, Einführung in die Rechtswissenschaft S. 42.
- (±) Lassale, Stimmung, über Deutsche Verfassungsgeschichte. Verfassungswesen (Gesammelte Reden und Š 72 Schriften, Bd. 2.

S. 25.)

- (人) Zacharia, Deutsches Staats und Bundesrecht. Bd. 1. S. 296.
- (九) 拙稿、前掲『憲法裁判所論』
- (| O) Lowenthal, Rönne, ម a Der preussische Vefassungsstreit 1862-66. Schulze, 0 ķ Bd. 2. S. 339 a. a. O. ŝ
- (一一) Stolzmann, a. a. O. S. 359. Meyer-Anschutz (Deutsches Staatsrecht) アンシュッツはプロイセン一八六二一六六憲 法事議に關してすべての憲法爭議のための國事裁判所の必要性を力說している。 然しながら、彼の國事裁判所の機能に關

する理論は迫力を欠いていた (C. Schmitt, a. a. O. S. 29)

- (| 11) Treichke, a. a. O. S. 104.
- (111) Laband, Staatsrecht des Deutschen Reiches. Bd. 1. S. 182. Mohl. Reichsstaatsrecht, S. 228. G. Meyer, Lehrbuch des Deutschen Staatsrecht. S. 169.
- 拙稿、前揭『司法的法令審査推論』
- 五 W. Merk, Verfassungsschutz, S. 151.
- (-t) Laband, a. a. O. S. 203.
- Stimmung, a. a. O. S. 73.

(| 六) Meyer-Anschutz, a.

ä . O S. 923. Hubrich, a. ą 0. 110.